# コープスポーツ参加のお約束

生活協同組合コープこうべ
コープスポーツ事務局
（2025 年 4 月改定）

## 1. 目的

コープスポーツは、コープこうべの組合員を対象に、健康増進および健全な余暇生活の創造など、生活向上を目指し、気軽に参加してスポーツを楽しみ、ふれあいの輪を広げることを目的としています。コープスポーツを円滑にご利用いただくために、この「コープスポーツ参加のお約束」（以下、「本お約束」）で必要なルールを定めています。
※ゴルフについては、「コープスポーツ・ゴルフスクール参加のお約束」に基づきます。

## 2. 健康管理について

健康状態については、自己の管理において十分に確認し、特に持病等については医師等の定期的な診断を受けるなどして、コープスポーツへの参加が可能な健康状態でご参加ください。日頃から健康診断を受診する等、ご自身で健康管理をしながら、参加されることをおすすめします。

## 3. 参加について

（1）参加いただける方

コープスポーツの参加申し込みには、次の条件を満たし、「本お約束」に同意いただくことが必要です。
①コープこうべの組合員またはその同居の家族
②コースごとの対象年齢（対象年齢が限定されていないコースは高校生以上）に該当すること
③コープスポーツへの安全な参加が可能な健康状態であること

（2）参加をお断りする場合

以下に該当する場合は、参加をお断りすることがあります。
①医師より運動を制限されている方、骨粗しょう症による脊椎圧迫骨折の経験があるなど、参加にあたって健康上の不安がある場合
②妊娠している場合
③過去にコープこうべの商品・サービスの代金の支払いを怠ったことがある場合や、過剰な要求によるトラブルがあった場合
④暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力
⑤刺青・タトゥーをしている場合
⑥その他、コープスポーツへの安全な参加が困難、あるいはコープスポーツの円滑な運営に支障をきたすおそれがあるとコープこうべが判断する場合

## 4. 参加申し込みについて

コープスポーツへの参加は、３か月ごとの「期」（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月）単位となっています。入れ替え制ではありませんので、退会のお申し出がない限り、翌期以降も継続となります。
ただし、参加開始時にかぎり、毎月の月初より参加できます。

（1）参加申込手続き

①コープこうべ所定の書類の提出と初回参加費（既定の月数分）の納入（コープこうべ指定のゆうちょ銀行口座あて）が必要です。
※参加費の納入は参加申込書受取後 7 日以内に、また手数料は参加者にてご負担ください。
②次回以降の参加費のお支払いのための金融機関口座振替の登録手続きが必要です。
③「本お約束」、および健康については自己の責任において参加することに同意する旨の「確認書」に、参加者ご本人、およびご家族またはご親族が署名、捺印の上、ご提出ください。

## 5. 参加費について

（1）参加費は、コースごとに別紙の参加費一覧表で定めます。

（2）参加費のお支払いは、3 か月ごとに前納で、ご登録の金融機関の口座より、自動振替を行います。（日程は下記【Ａ表】をご覧ください。）

（3）指定の期日までに入金いただけない場合は、参加をお断りする場合があります。

## 6. スケジュールについて

（1）1 期 3 か月で、10 回の実施を基本とします。また、2025 年度は下記日程を、定休日とします。（年度により、スケジュールは変動します。）

・ゴールデンウィーク（4 月 30 日～5 月 6 日）

・お盆（8 月 10 日～8 月 16 日）

・年末年始（12 月 28 日～1 月 3 日）　　※テニスアメニティ園田・ＩＴＣテニスを除きます。

このほか、会場都合、悪天候、熱中症特別警戒アラートの発令、指導者の都合等により、実施できない時はお休みです。

※月３回コース、月２回コース、月１回コースは、所定回数の実施を基本とします。（一部例外あり）

※各コースごとの所定回数のレッスンが実施できなかった場合は、不足回数分をご返金します。

※個人都合による欠席への振替対応、休会制度はありません。

（2）登録コースにご参加ください。（他のコースへの参加・振替はできません）

## 7. 退会について

（1）1 期 3 か月の期の途中での退会はできません。

（2）退会をご希望の場合は、下記【Ａ表】の期末退会締切日ａ（休日の場合は翌営業日）までに参加者ご本人またはご家族から、お電話またはコープスポーツ・ホームページのお問い合わせフォームから、コープスポーツ事務局へご連絡ください。

※期末退会締切日ａまでに退会のご連絡のない場合は、継続されるものとして、翌期の参加費の口座振替を行います。

（3）締切を過ぎての退会希望も、(2)と同様にコープスポーツ事務局へご連絡ください。

## 8. 返金について

一旦、納入いただいた参加費は、出席・欠席にかかわらず、返金はできません。ただし

① 参加費口座振替の前月 16 日から月末までの退会お申し出の場合（【Ａ表】ｂによる）

② ●コープこうべ事業活動域外への転居・転勤、●ケガや急な病気による入院・ドクターストップ、のいずれかの事情による《特別退会》お申し出の場合

のみ、以下の【Ａ表】・【Ｂ表】にもとづいて、所定の手数料差引の上、ご返金します。

**【Ａ表】参加期間・口座振替日・退会締め切り日一覧表**

| 参加期間 | 口座振替日（引落日） | 期末退会締切日ａ | 締切日後の返金手数料発生期間(1,100 円)ｂ |
|---|---|---|---|
| 4 月～6 月 | 4 月５日 | 6 月 15 日(6 月末退会) | 6 月 16 日～6 月 30 日 |
| 7 月～9 月 | 7 月 5 日 | 9 月 15 日(9 月末退会) | 9 月 16 日～9 月 30 日 |
| 10 月～12 月 | 10 月 5 日 | 12 月 15 日(12 月末退会) | 12 月 16 日～12 月 31 日 |
| １月～3 月 | 1 月 5 日 | 3 月 15 日(3 月末退会) | 3 月 16 日～3 月 31 日 |

※口座振替日が金融機関休業日の場合、翌営業日の振替となります。

※ａまでの退会連絡の場合、翌期の参加費口座振替を停止します。

※ｂまでの退会連絡の場合、翌期の参加費口座振替後、手数料差し引き後の残額をご返金します。

【Ｂ表】特別退会の場合の特別返金

| 特別退会連絡時期 | 特別返金額<br>（税込） | 返金手数料<br>(1,100 円) |
|---|---|---|
| 4 月・7 月・10 月・1 月 | 2 か月相当額 | 要 |
| 5 月・8 月・11 月・2 月 | 1 か月相当額 | 要 |
| 6 月・9 月・12 月・3 月 | なし | ー |

※参加開始時、参加費入金後 1 回目の練習に参加されるまでの入会キャンセルのお申し出については、手数料 1,100 円を差引後、残額をご返金します。

## 9. コープスポーツ地域スタッフ

参加者とコープスポーツとのパイプ役として地域スタッフが３か月に一度各コースを巡回します。コープスポーツからのお知らせ等、連絡事項は必ず聞き、意見があればお知らせください。

## 10. 運営の方法

(1) 参加者の自主運営、自主管理が基本です。連絡係（リーダー）を中心にして協力してご参加ください。
(2) コース毎に連絡係（リーダー）を決めてください。連絡係（リーダー）は適時交替しましょう。
(3) 連絡係（リーダー）の役割は次のとおりです。
①指導者および、コープスポーツとの連絡窓口
・会場都合や天候、参加者の合意でお休みとなる場合は、指導者が中心となって、事務局、会場に連絡をしてください。連絡係（リーダー）は、指導者と連携して参加者への連絡をお願いします。
※緊急を要する際は、事務局から連絡係（リーダー）にご連絡することがあります。
②コープスポーツからのお知らせの配布など ・準備や後片づけの当番などのお世話
(4) 各コースで工夫をして、相互の連絡がとれるようにしましょう。

## 11. 会場と備品の使用方法

(1) 会場での準備、片づけ、清掃は参加者全員で行ってください。
(2) コープスポーツで用意した備品だけの使用を厳守してください。所有者とのトラブルになりますので、会場のその他の備品は一切使用できません。
(3) テニスボールやピン球などの消耗品は各コースの参加者で購入、管理してください。
(4) 会場の駐車場は原則として使用できません。
(5) 会場内は、水分補給以外の飲食・飲酒・喫煙は禁止です。練習時間内の茶話会や会場外での活動はできません。
(6) 決められた時間内で準備、片づけ、清掃を済ませてください。
(7) お子様連れは、ケガ等の危険もありますのでご遠慮ください。

## 12. 参加中のケガについて

(1) 万一、参加中にケガをされ、医療機関の治療を受けられた場合、練習、レッスン中のケガに限り、コープで加入しているスポーツ傷害保険の対象となります。ケガをされた日から１か月以内にコープスポーツ事務局まで連絡してください。なお、この保険は心疾患や持病などの病気、およびテニス肘などの慢性痛には適用されません。
(2) (1) のスポーツ傷害保険は、以下の範囲内で保険会社の審査を経て保険金支払いがされます。
・通院１日：1,500 円
・入院１日：3,000 円
・死亡、後遺症障害：最高保障 300 万円
(3) コープこうべは、練習、レッスン中の参加者のケガについて、(1) (2) のスポーツ傷害保険において付保される限度を超える責任は負いません。但し、コープこうべの故意・重過失による場合はこの限

りではありません。

**13. 私物の管理について**

貴重品を含む私物は個人で管理してください。万一、盗難、物損などが発生しても責任は負いかねます。

**14. 警報発令時等の対応について**

(1) 台風などで警報が発令された時は、開始 2 時間前に警報が発令されている場合はお休みとする、等予めルールを決めておきましょう。無理せず、安全第一にコースの実施を決めてください。
また、次のような場合は、お休みにしましょう。
・会場周辺に特別警報や避難勧告等が発令されている場合。
・交通機関が運休となっている場合。

(2) コースをお休みにする場合は、指導者がコープスポーツ事務局と会場にお知らせください。この場合予備日での実施を基本とします。

**15. 指導方法**

参加者のレベルに合わせて指導します。技術だけでなく楽しく続けられることを大切にします。

**16. その他の注意事項**

(1) 活動を長く続けていただくために、参加者の皆さんも日ごろから増員にご協力ください。登録人数が極端に減少したり、出席者が少ない場合はコースを中止することがあります。
(2) 他のコースへの移動を希望される場合は、コープスポーツ事務局にご相談ください。
(3) ご住所やお電話番号等、届出事項の変更はコープスポーツ事務局にお知らせください。
(4) 指導者への中元・歳暮・慶弔などのお心遣いはご無用にお願いします。
(5) 政治や宗教活動、営利を目的とした活動は禁止です。
(6) その他、教室への安全な参加、教室の円滑な運営に支障があるとコープスポーツ事務局が判断する場合は、退会していただくことがあります。

**17. 個人情報の取り扱いについて**

参加者からお届けいただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべの個人情報保護方針に従い適正に取り扱います。

**18. 本お約束の変更について**

(1) コープこうべは、コープスポーツの充実・合理化、参加者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他コープスポーツの円滑な運営のため必要がある場合は、「本お約束」を変更することができます。この場合、利用条件は、変更後のお約束によるものとします。
(2) 上記の場合、コープこうべは、「本お約束」を変更する旨、変更後の内容および変更の効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示、参加者への配布など、コープこうべが定める方法により、参加者への周知を図ります。

**19. 連絡先**

住　所：〒658-0081　　神戸市東灘区田中町５－３－１８（生活文化センター内）
E-MAIL：sports@kobe.coop.or.jp
ＴＥＬ：０７８－４１１－４９８９
（受付：9 時～17 時　土曜日・日曜日・12 月 31 日～1 月 3 日を除く）

**附則**

この「コープスポーツ参加のお約束」は 2025 年 4 月 1 日より発効します。